

令和7年度市民後見人養成研修会 参加申込受付に係る留意点について

○受講対象者について

- ・県内在住の18歳以上の方。
- ・年度内にすべてのカリキュラムを受講することができる方。
- ・市町村社協に登録し、法人後見または日常生活自立支援事業に従事できる方。
- ・年齢の上限は問いませんが、後見業務等で活動できる資質と能力を有していると思われる方。

○参加申込受付方法について

申込受付時に必要であれば、面談等を実施のうえ、別紙「参加申込書」に記入いただき、県社協へFAXで申込みください。

※受講者が居住する市町村の偏りを防ぐため、第1回・第2回合わせて各市町村5名までを限度とします。

○後見人等としての活動を希望しない方から申込があった場合の対応

貴社協で法人後見業務等に従事できない場合や、本人が活動を希望しない場合でも、申込受付していただいて構いません。その場合は、電話での受付のみで構いません。

ただし、本研修会は活動希望者を優先して受講していただくため、定員に達した際には断りの連絡をする場合があります。その旨を受講希望者にお伝えください。

○すべての日程の受講が困難な申込希望者への対応

基本的には同じ回ですべての受講をお願いします。ただし、2日までを上限として、他の回での振替受講を可とします。振替受講の調整は県社協が行います。

また、年度をまたいでの受講は不可とします。年度内に全ての科目を受講できる方のみ参加申込が可能です。

○研修修了者について

全ての科目を受講された方には、県社協が修了証書を発行します。研修修了者については、申込受付された社協へ県社協からお知らせします。

後見支援員等として貴社協への登録については、研修修了者から貴社協へ連絡していただくよう案内しますので、御対応をお願いします。

申込受付から研修修了後の登録までのフローチャート

住民からの申込

【確認事項】

- ・ 18才以上、年齢の上限はなし
 - ・ 今年度中に全カリキュラム受講可能か
 - ・ 面談等を実施し、貴社協の法人後見の後見支援員や日常生活自立支援事業の生活支援員としての要件を確認
 - ・ 本研修要綱にある「福岡県市民後見人養成研修会参加ご検討の皆さまへ」の動画内容を御理解頂いた上での申込みか確認。
 - ・ 権利擁護事業に従事する意向がない場合や、定員超過等により申込後に県社協からお断りの連絡がある可能性があることを伝え、了承を得る。
- ※申込定員超過の際は、福岡県社協ホームページに掲載している。



※御不明な点については、
福岡県社協 権利擁護センター
へお尋ねください。

県社協へ申込

- ・ 受付後、県社協から申込者へ直接メールでお知らせ

市民後見人養成研修会 受講

- ・ 振替受講は2日まで
- ・ 年度内に全て受講

研修修了者へ修了証書を発効
県社協から申込社協へ研修修了者の通知